令和6 (2024) 年度警報発表時における避難に関するバナー広告配信等業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 事業の趣旨・目的

災害時に命を守る上では、避難方法や避難場所等を事前に把握しておき、危険が迫った時には、その情報をもとに、適切に判断して速やかに避難できることが重要であることから、県では県民等に対してこれまで常に啓発を実施してきたが、平時においては災害に対する関心が薄く、いかに啓発効果を高めるかが課題であった。そこで、気象警報が発表され、県民の防災への関心が高まっている効果的なタイミングで啓発を行うこととした。

現在、市町が発令する避難指示等の避難情報は、緊急速報メール等により住民に一斉に発信されるため、避難対象地域に入っていない人が避難したり、避難すべきかどうか分からない人からの問合せ電話が市町に殺到したりするなど、適切な避難に必ずしも結びついていない。

そこで、災害が近づいているものの、実際に災害が発生するまでに時間的余裕のある「警報発表時」に、対象地域を限定し、スマートフォンやパソコン等でウェブサイト等を閲覧している住民等の画面にメッセージを表示することにより、災害時の避難行動に資する効果的な普及啓発を行うため、公募型プロポーザル方式により委託事業者を選定するものである。

2 業務概要

(1)業務名

警報発表時における避難に関するバナー広告配信等業務

(2)業務内容

別紙「警報発表時における避難に関するバナー広告配信等業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。

なお、とちぎデジタルハブにおける実証実験の結果については、参加表明のあった者に提供する。

(3) 契約期間

契約締結日から令和7 (2025) 年3月31日まで

(4)委託料上限額

22,999,900円 (消費税及び地方消費税を含む。)

(5) 担当所属及び連絡先

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20

問合せ先 栃木県危機管理防災局危機管理課

電話 028-623-2133

電子メール kikikanri@pref.tochigi.lg.jp

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2)競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、入札参加資格を有する者

であること。又は契約締結時までに資格を取得する見込みであること。

(3)公募開始日から契約締結日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

4 プロポーザル実施の手続

(1) 実施スケジュール

イ 実施内容等に関する質問受付期限 令和6 (2024) 年4月8日 (月) 16時必着

カ プロポーザル書面審査実施 令和6 (2024) 年4月26日 (金) 予定

キ 選定結果の通知・公表 令和6 (2024) 年4月30日 (火) 予定

(2) 質疑·回答

プロポーザル方式に参加するに当たり質問事項がある場合は、質問書(別記様式1)に記載し電子メールにより提出すること。

ア 受付期限 4(1)イ

イ 質疑方法 電子メールにより、2(5)に記載のメールアドレス宛て送信すること。

ウ 回答期日 4(1)ウ

エ 回答方法 回答は、栃木県ホームページ(https://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/ny uusatsu/koubo-itaku/index.html)に掲載する。

(3) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書(別記様式2)及び確認書(別記様式

3)を作成し、持参又は郵送により提出すること。

ア 提出期限 4(1)エ

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所 2(5)

ウ 提出方法 持参(平日の午前9時~午後5時まで)又は郵送(書留郵便に限る。)

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

※なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、4 (1) の期日までに辞退届(様式任意)を提出すること。

(4) 企画提案書の提出

参加表明書の提出後、仕様書及び以下のア〜オに基づいて企画提案書を作成し、持参又は郵送により提出すること。

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

ア 企画提案書の用紙は、原則としてA4版用紙を使用することとし、A3版用紙を使用する場合には、A4版サイズに折り込むこと。

また、カラー印刷とすること。

イ 企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。

なお、記載順序は任意とする。

- (ア) 企画提案内容(目的、効果、訴求ポイント等)
- (イ) 実施体制及びスケジュール
- (ウ) 類似事業の業務実績
- (エ) 見積額
- (オ) その他、貴社が提案したい事項
- ウ 企画提案書は1者1提案とする。
- エ 企画提案書の提出部数は、6部(正本1部、副本5部)とする。 なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名を記入しないこと。
- オ 提出の際に、栃木県知事宛ての見積書の正本1部を提出すること。 なお、見積書は必要な項目ごとに区別する(諸経費や消費税も区別する)とともに、企 画提案書の見積額と整合させること。
- (5) 企画提案書等提出書類の取扱い
 - ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出又は撤回は認めない。
 - イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
 - ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例(平成11年栃木県条例32号)に基づく公文書開示請求の対象となる。
 - エ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。
 - オ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で 必要な場合は英語表記を併記すること。
 - カ 提出された企画提案書は、選考に必要な範囲において、複製を行う場合がある。
 - キ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
 - ク 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者 の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

5 審査方法等

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2)審查方法

企画提案書及び見積書について、評価基準に基づいて、プロポーザル選定委員の意見(採 点等)を聴取し評価を行う。

- (3) 契約候補者の選定方法
 - ア 失格者を除いた者のうち、(3)による評価の総合点が最も高い者を契約候補者として選 定する。
 - イ 総合点が最も高い者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を契約候補者として 選定する。

なお、金額も同額の場合は、当該者は、当初見積額の範囲内で見積書を再作成し、再提 出された見積書の金額が最も安価な者を契約候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、総合点が60点未満の場合は、契約候補者として選定しない。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 見積書の金額が2(4)の委託料上限額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ プロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知するとともに、プロポーザル 参加者数、契約候補者の名称等を栃木県ホームページに掲載する。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

7 業務の適正な実施に関する事項

(1)業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託することができない。 ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、協議の上、業務の一部 を委託することができる。

(2) 守秘義務

受託者は、委託業務の処理に際して知り得た秘密を他に漏らさないこと。委託業務が完了し、又は契約が解除された後においても同様とする。

8 契約手続

- (1)契約候補者に選定された者と栃木県との間で、委託内容、費用等について再度調整を行い、協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 契約締結の協議においては、企画提案書の内容をもとに、業務の履行に必要な具体的条件 などの協議や調整を行うが、企画提案書の内容をそのまま実施することを約束するものでは なく、企画提案内容や金額等を変更することがある。
- (3) 契約締結の協議が調わなかったときは、審査結果の上位の者から順に協議を行う。
- (4) 契約書の作成に必要な費用は、全て受託者の負担とする。
- (5) 契約代金の支払いについては、原則、精算払いとする。

9 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。
- (2) 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。
- (3) 本プロポーザルの参加により県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。